

霧島市子ども・子育て会議の目的及び委員の役割について

【会議の設置根拠】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、諮問又は調査審議を行うため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び霧島市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第8号）第1条に基づき、設置された附属機関です。

【会議の目的】

子ども・子育て支援法第72条第1項第1号から4号までに掲げる事項について協議すること。

- 第1号 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を取りまとめること。
- 第2号 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を取りまとめるここと。
- 第3号 霧島市子ども・子育て支援計画に関し、意見を取りまとめるここと。
- 第4号 霧島市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及びその施策の実施状況を調査審議し意見を取りまとめるここと。

※特定教育・保育施設…幼稚園、保育園、認定こども園

※特定地域型保育事業…家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【会議の開催状況】

年2回程度（8、2月）【計画の見直しや策定時期にあっては4回程度】

【委員任期】

任期 委嘱の日（令和6年5月27日）から2年間

任期中は、霧島市の非常勤の職員となります。

【委員の具体的な役割】

- ① 施設の利用定員（新規又は変更）に係る意見を取りまとめる。
- ② 霧島市子ども・子育て支援事業計画に係る意見を取りまとめる。
(地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえたものであること。)

【委員の報酬及び費用弁償】

- ① 委員報酬は、会議1回につき、5,100円（日額）【会長は5,500円】
- ② 委員費用弁償（交通費）は、37円/km（往復3km未満は支給無）
- ③ 報酬は源泉所得税の対象となるため、確定申告用の源泉徴収票を後日発行します。

○霧島市子ども・子育て会議条例

平成26年1月14日

条例第8号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、霧島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるものほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の子育て会議の招集)

2 会長が互選される前に招集する子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例の廃止)

3 霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例（平成17年霧島市条例第28号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月3日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。